

仙台市震災復興メモリアル等検討委員会報告書

～東日本大震災の記憶と経験を未来へ、世界へ、つなぐ提言～

仙台市震災復興メモリアル等検討委員会

平成 26 年 12 月

仙台市震災復興メモリアル等検討委員会報告書

～東日本大震災の記憶と経験を未来へ、世界へ、つなぐ提言～

目 次

はじめに	1
1 基本理念	2
1－1 震災復興メモリアルに込める願い	2
1－2 震災の記憶と経験をつなぐ 6つの取り組み	3
1－3 拠点の整備	4
1－4 事業推進にあたって	4
2 メモリアルの取り組みとその実現にむけて	5
2－1 6つの取り組みの方向性	5
<地域資源を引き継ぐ>	
● 東部地域におけるみどりの再生	5
● 貞山運河の再生と利活用	6
<記憶と経験を形にする>	
● モニュメントと遺構による記憶の継承	7
● 市民力によるアーカイブの整備と利活用	8
<明日へ向かう力を育てる>	
● 文化・芸術の力を復興と記憶の継承に生かす	9
● 知り学ぶ機会をつくる	10
2－2 取り組みの実現にむけて	11
2－2－1 拠点整備による事業展開	11
2－2－2 組織設置と協働による事業推進	14
参考資料 [東日本大震災の被害状況等・委員名簿・委員会開催経過] ..	15

<本報告書で使用している用語の定義>

- アーカイブ : さまざまな記録や資料などをまとめて保存すること。その資料群。
- 居久根（いぐね） : 屋敷林と同じ意味で、屋敷の周りを囲む樹林のこと。冬の北西風を防ぎ、かつては、建築材・燃料・食糧の調達など、生活に深い関わりを持ち、屋敷の目隠しの役割も果たしていた。
- みどり : 樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、単独で生育する樹木や草花など。
（「仙台市みどりの基本計画 2012-2020」より）

はじめに

仙台市震災復興メモリアル等検討委員会

委員長 宮原 育子

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発災以来、仙台市では、被災された方々のお住まいや生活の再建を最優先としながら、同年 11 月に策定した仙台市震災復興計画に基づき、各種の復興事業に取り組んでいます。この震災復興計画では、10 の「100 万人の復興プロジェクト」の一つとして、震災の脅威と復興への取り組みを後世に継承する、震災復興メモリアル事業を位置づけています。

「仙台市震災復興メモリアル等検討委員会」は、震災復興メモリアル事業を具現化するための議論の場として、平成 25 年 7 月に仙台市によって設置されました。この委員会の目的は、地震津波による災害の事実と、市民の皆さんが経験された様々な出来事、そして現在の復興の過程を、今後どのようななかで仙台市と市民の皆さんのが共有し、未永く、そして世界に伝えていくかを様々な立場から検討し、議論することです。そのため委員会には、学識者や既に N P O 等において被災地域で精力的に活動されている方々とともに、若い世代の方々にもご参画いただきました。

委員会の議論は約 1 年半、せんせいメディアテークでの市民参加型の会議や、被災した東部沿岸地域視察も含め、開催は 10 回に及びました。委員会では主に、震災で犠牲になられた方々への追悼の気持ち、失われた故郷に対する想い、震災から我々が得た教訓など、これらの貴重な体験と想いを後世に伝えるための様々なアイデア出しと議論を活発に行いました。テーマは多岐にわたるため、仙台市側からは、各部局の関係者の皆さんにもご出席いただき、また、奥山恵美子市長からもご意見をいただく機会を得ました。震災復興計画では、震災の記録の集積と活用や、メモリアル施設の整備といった取り組みを進めていくことが掲げられていますが、この委員会で、かなり具体的な議論が進んだと考えています。

本報告書は、これまでの委員会の議論の成果を、委員会としての提言の形でまとめたものであり、これをもとに、仙台市が今後震災復興メモリアル事業に取り組んでいただくことを願っています。

＜本報告書における提言の概念図＞



1—基本理念

1－1 震災復興メモリアルに込める願い

とき　へ　せだい　か　さいがい　いのち　まも
時を経て 世代が替わっても 災害から命を守るために
せんだいし　みん　ひとり　ひがしにはんだいしんさい　きおく　けいけん
仙台市民一人ひとりが 東日本大震災の記憶と経験を
みらい　せかい
未来へ 世界へ つなぐ

「震災復興メモリアルに込める願い」について

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、東北地方太平洋沖地震が発生しました。

地震による津波が仙台市沿岸部を襲い、多くの命を奪いました。絶え間なく続く地震の揺れは、丘陵部の 5,000 を越える宅地を破壊し、中心部のライフラインを寸断し、日々を恐怖と不安で覆いました。

東日本大震災は、仙台市、東北地方、そして日本全体に大きな試練を与えたのです。

大切な人を失った悲しみ、不便な生活の苦しみにより、私たちの心は沈みました。

仙台らしい風景をつくってきた沿岸部の集落や居久根、農地、松林、貞山運河は甚大な被害を受け、私たちの故郷は傷つきました。

しかし、そのような中でも、身近な人とのつながりや国内外からのたくさんの支援、音楽・祭り・スポーツなどの文化・芸術の力で、私たちの希望は湧きました。

自然の営みは、私たちの普段の生活に無限の恩恵を与える一方で、まれに荒ぶり、地震、津波、台風、噴火などによって、苛烈な災禍をもたらします。

仙台市域もまた昔から繰り返し自然の猛威に直面してきました。しかし、いつも穏やかで豊かな仙台の自然はなかなかこのことを感じさせません。

1,000 年前、400 年前の津波の記憶を残し、経験を伝承しようとした先人の努力があったにも関わらず、これまで私たちの多くはその想いに気付かず、十分に備えきれていませんでした。

東日本大震災を機に、私たちはその反省の上に立たなければなりません。

どれほどの被害があったのか。どう助け合って乗り越えたのか。いかに復旧・復興に取り組んでいるか。そこにどのような想いがあるのか……

こうした東日本大震災の記憶と経験を、世代を超えて未来へ、空間を越えて世界へ、伝えていくことは私たちの責務です。それがこれから起ころる災害に備え、命を守ることにつながるのですから。

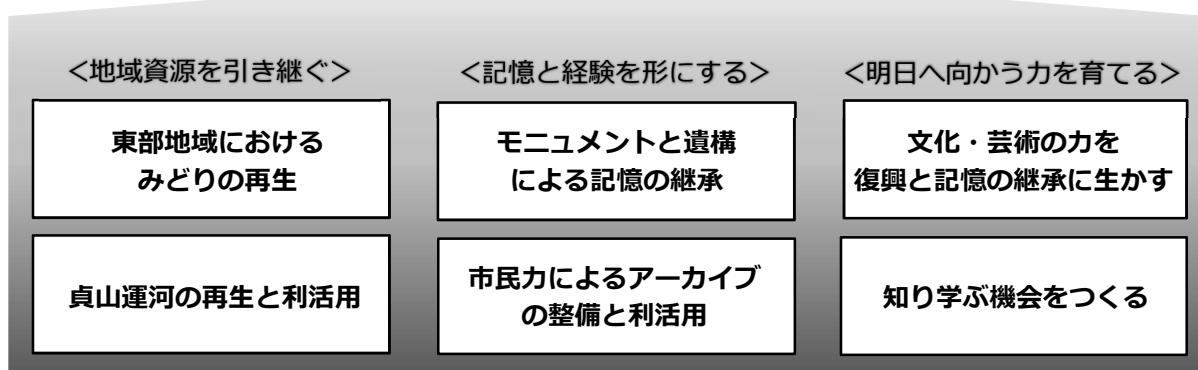
そのために、震災の記憶と経験を継承するための活動や再生・創出されたものを、仙台市の「震災復興メモリアル」として市民一人ひとりが大切にし、犠牲になられた方々への哀悼と鎮魂、これから世代の安全への祈念を込め続けながら、未来につないでいくことが必要なのです。

1 – 2 震災の記憶と経験をつなぐ 6 つの取り組み

仙台市の「震災復興メモリアル」では、東日本大震災の記憶と経験をつないでいくために、具体的には下記 6 つの取り組みが必要です。

【震災復興メモリアルに込める願い】

東日本大震災の記憶と経験を 未来へ 世界へ つなぐ



■ 震災復興メモリアルとして取り組む意義

<地域資源を引き継ぐ>

仙台藩の奨励により形成された沿岸部に広がる松林、仙台を特徴付ける居久根や農地、仙台城下の繁栄や近代化に大きな役割を果たした貞山運河など、被害を受けた仙台固有の地域資源を復興のシンボルとして、見つめ直し、引き継いでいく必要があります。

<記憶と経験を形にする>

時を経ても、犠牲になられた方々や甚大な被害を受けた地域、自然現象による災害の脅威を忘れないようにするために、モニュメントや遺構、アーカイブとして震災の記憶と経験を残し、伝え続けていくことが必要です。

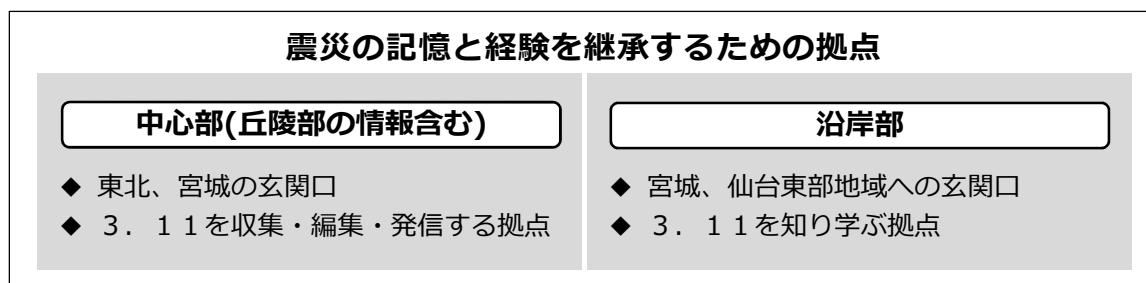
<明日へ向かう力を育てる>

震災後に勇気づけられた文化・芸術の力による創造、震災の記憶と経験をふまえた総合的な学びが、これから災害を乗り越え、震災の記憶と経験を未来へ、世界へと、つなぐ力となります。

1 - 3 拠点の整備 ⇒ 詳細 P.11~13

震災復興メモリアル事業の実施にあたり、各取り組みを有機的に結び、震災の記憶と経験を、未来や世界へとつなげていくために、継承のための拠点が必要です。また、東北の中心都市として、東北各地、宮城県沿岸部への訪問につなげる役割も重要です。

そのため、利便性が良く人や情報が集まる仙台市中心部には「震災の記憶と経験を収集・編集・発信する拠点」、津波により被災した沿岸部には「津波被害を受けた現地を訪れ、震災の記憶と経験を知り学ぶ沿岸部回遊の出発点となる拠点」を整備し、それぞれの場所の特性を生かしながら、2拠点での展開により事業を推進することが有効と考えます。

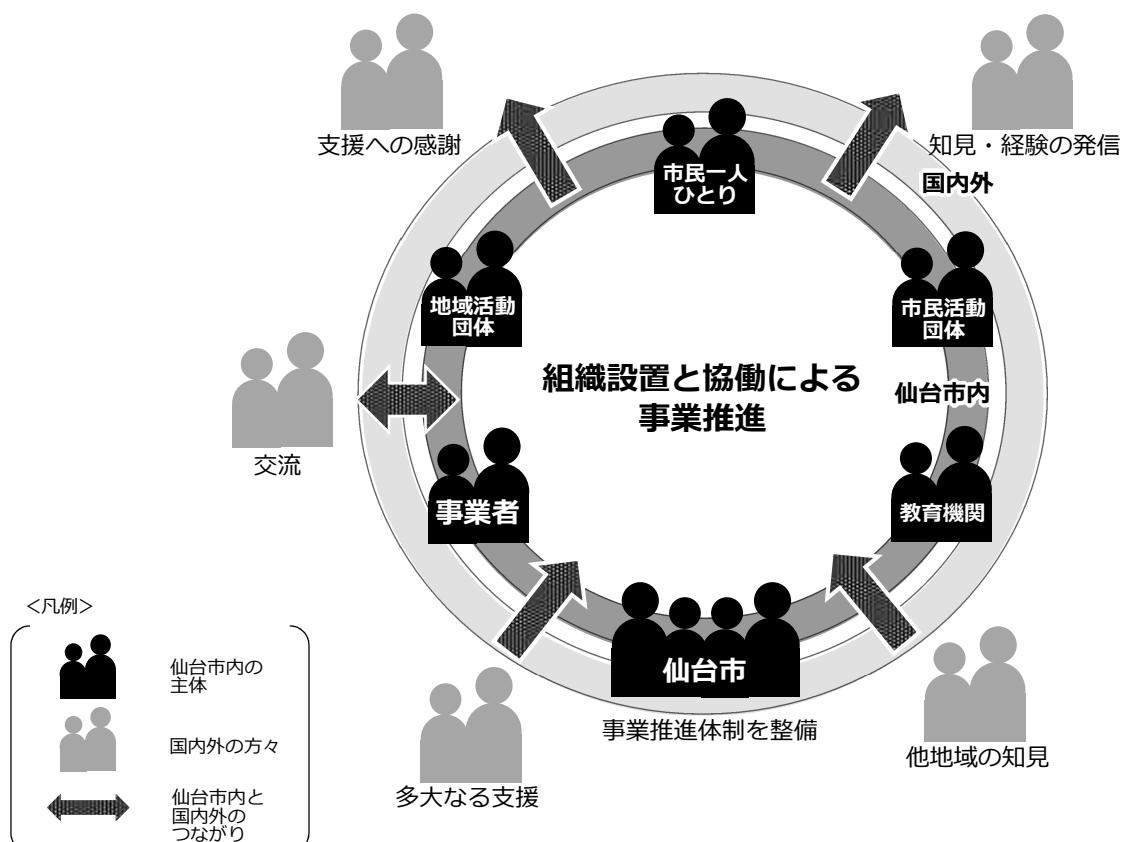


1 - 4 事業推進にあたって ⇒ 詳細 P.14

多くの分野や実施主体にまたがる震災復興メモリアル事業の推進には、推進の核となる組織と、多様な主体との協働が求められます。

仙台市が事業推進の核となる組織を設置し、施策立案・実施、事業評価や国内外への情報発信を行うことが必要です。また、震災の記憶と経験を広く共有し、未来や世界へとつなげていくために、多様な主体が知恵を結集して、協働により事業を進めていくことが大切です。

事業推進にあたっては、一つにくくることのできない市民一人ひとりの状況をくみとり、また、震災の記憶と経験をつなぐための手法を生み出していく視点が求められます。



2—メモリアルの取り組みとその実現にむけて

2-1 6つの取り組みの方向性

東部地域におけるみどりの再生

地域資源を引き継ぐ

■ 背景

- ・田畠が広がる東部地域には、私たちの食を支え、土と共に生きてきた人々の生業がありました。そして、仙台藩の奨励により形成された沿岸部に広がる松林や、農家の生活とともに受け継がれてきた居久根には、自然と向き合いながら暮らす知恵や、資源の地域内循環の工夫がありました。
- ・海辺に近い干潟や海岸公園は、多様な生物の生息域として多くの命をはぐくむとともに、大勢の市民が自然や水辺と触れ合うことのできる交流と憩いの場となっていました。
- ・杜の都を支え、美しい景観を形成してきた東部地域のみどりは、津波により甚大な被害を受けました。

■ 視点

ともに植え、育て、支える東部地域のみどり

- ・東日本大震災を機に、仙台市沿岸部のみどりが持つ多面的な役割を再認識し、復興のシンボルとして市民がともに植え、育て、支え続けていくことが重要です。
- ・居久根は農業集落の生活と密接に関わり、松林は人々の暮らしと共に存在していました。人々の暮らしが津波で被害を受けるとともに、時代も変化してきており、改めて市民生活のなかでのみどりとの関わり方を見つめ直しながら、再生に向けた取り組みを進めていく視点が求められます。

■ 取り組みの方向性

① 市民の手で植え育てる仕組みづくり

みどりの再生のために、より多くの市民が自らの手で植え育てるための仕組みづくりが大切です。植え育てる体験や、これらを支えるといった震災からの再生のプロセスを共有することで、人々の記憶に刻まれ、その経験が語り継がれます。

② みどりへの多様な関わり方の創出

みどりを守り育てることに加え、そこにあった暮らしの知恵や資源循環の工夫、多様な生物の生息域としての役割も伝えるなど、市民が親しみを感じながら継続的にみどりに関わることのできる環境が求められます。そのことが、自然への興味や理解を深めることへもつながります。

貞山運河の再生と利活用

地域資源を引き継ぐ

■ 背景

- ・貞山運河は、阿武隈川から旧北上川河口までの仙台灣沿岸をつなぐ、日本一の長さを誇る運河です。
- ・江戸時代に開削された区域は、仙台城や城下町に木材や米を運ぶために用いられた、仙台城下の繁栄を支えた物流ルートでした。明治時代に全体が完成すると、近代化を支える物流ルートとしての役割を担った重要な歴史的遺産です。
- ・また、治水や利水といった機能に加え、水辺の豊かな景観や自然環境を有していました。
- ・貞山運河も東日本大震災による津波での被害を受け、復旧工事による再生が進められています。

■ 視点

沿岸部の歴史・自然・人をつなぐ基軸としての貞山運河の再生と利活用

- ・津波の被害や復旧の過程を伝えるだけではなく、もともと仙台が持つ魅力である沿岸部の歴史や豊かな自然環境、文化を伝える基軸として、再生する貞山運河を捉え、市民の知恵を結集しながら、多くの人々が集まる形で利活用を進めていく視点が求められます。



■ 取り組みの方向性

① 歴史や文化、豊かな自然環境を伝える

津波の脅威だけではなく、伊達政宗公仙台開府の歴史、運河の周りにあった人々の暮らしや想い・生業、そして豊かな自然・生物環境などの貞山運河の魅力も伝えていくことが必要です。そのためには、貞山運河と震災を伝えることのできるガイド役などの人材が重要な役割を果たします。

② 多様な参加の仕組みづくり

貞山運河の魅力を多くの人に伝えるために、スポーツ・レジャー、震災の記憶と経験の継承、美しい景観、豊かな自然環境など、多様な切り口で市民が貞山運河に関わることのできる参加の仕組みをつくることが大切です。

モニュメントと遺構による記憶の継承

記憶と経験を形にする

■ 背景

- ・東日本大震災において、沿岸部では津波により多くの命が奪われました。
- ・仙台平野は、貞觀津波、慶長津波など、度重なる大津波に襲わされてきた歴史があります。神社や石碑など、先人たちが後世に伝えるべく残してくれたものがあったにも関わらず、私たちは災害対策に生かすことができませんでした。

■ 視点

犠牲者や被災地域を悼むモニュメント整備と、 津波の脅威を実感できる遺構の保存

- ・犠牲になられた方々や甚大な被害を受けた地域、災害の脅威を忘れないためにも、伝え続けることが大切です。
- ・被害を受けた場所に、かつて使われていた学校や住宅基礎などが遺構としてあることは、地域の記憶や震災の脅威を伝えることに大きな訴求力を持ちます。
- ・遺構は単体で残して終わりとするのではなく、この地域にあった人々の暮らしや営みのシンボルとして、地域の歴史、復旧・復興の過程、避難方法なども伝えながら、地域全体として継承していく視点が大切です。



■ 取り組みの方向性

① 犠牲者や被災地域を悼む場やモニュメントの整備

手を合わせ悼む場やモニュメントを整備することによって、時を経ても、犠牲になられた方々や失われた地域に想いを寄せることができます。

② 津波の脅威を実感できる遺構の保存

実物があるからこそ被害の大きさを実感し、事実として受け止めることができます。そして、もともとその地域に住んでいた方々の意見を反映させながら、遺構を保存・活用することが、地域の記憶を伝えることにもつながります。

市民力によるアーカイブの整備と利活用

記憶と経験を形にする

■ 背景

- ・東日本大震災においては、仙台市沿岸部、丘陵部、中心部など、一人ひとりがそれぞれの場所で被災し、同じ仙台市内であっても被災の状況は地域ごとに異なるものでした。
- ・阪神・淡路大震災、新潟県中越大震災が起こった時期に比べ大幅に情報化が進んでおり、被災者自らが撮影した写真などの個人の記録が多く存在します。
- ・甚大な被害を受けた地域では長年営まれてきた暮らしが断絶するなど、震災前後で状況は大きく変化し、暮らしや人々の想い、被害の甚大さを伝えることは時が経つにつれ困難になります。

■ 視点

感情や想いも含めたアーカイブの整備と、 市民による語り継ぎ・発信の継続

- ・被災した場所や立場、家族環境などにより、被災状況はそれぞれ異なります。
- ・震災にまつわる出来事や事実を記録・保存する従来型のアーカイブだけでなく、より深く伝えるために、感情や想いも含めた「記憶のアーカイブ」の整備を行う必要があります。そこには市民が関わりながら個々の記憶を共有し公のものにしていく「編集」の作業が必要となります。
- ・人々が被災前の暮らしや営みを振り返り、語り、記憶を伝えていくための場や、アーカイブが時代や地域を越えても活用され、さまざまな人々によりよく伝わるようにする視点が求められます。

■ 取り組みの方向性

① 市民一人ひとりの想いを含めたアーカイブの整備

被災前の風景、暮らしや営み、震災による被災状況、復旧・復興のプロセスなどを、そこに含まれる感情や想いも含めながら、収集・記録・整理・編集・保存し、活用できるアーカイブを整備することが求められます。また、資料の収集や編集に際し、被災された方々など多くの市民が関わる機会をつくることが風化を防ぎます。

② 震災の経験を伝え続けるための拠点整備

アーカイブの拠点があることによって、多くの市民が関わり交流しながら、膨大な量の記憶や経験を収集・記録・整理・編集・保存し、活用することができます。

③ さまざまな手法での伝え方

震災遺物の保存や展示、被災地域にあった風景や記憶の再現、被災された方々への聞き書き、また絵本や絵、小説など多様な手法や表現方法を用いて、感情や想いを含めた震災の記憶がさまざまな人々に届くようアーカイブ化を図っていくことが大切です。

文化・芸術の力を復興と記憶の継承に生かす

明日へ向かう力を育てる

■ 背景

- ・震災直後、身近な人とのつながりや国内外からのたくさんの支援、自らがまたは他者が行う文化・芸術の取り組み（音楽・アート・スポーツ・祭りなど）の力が、沈んでいた私たちの心に勇気を与えてくれました。
- ・犠牲者への祈りと鎮魂の想いを込めて、慰靈祭などの取り組みも各地で行われています。

■ 視点

祈りと鎮魂を始めた文化・芸術の取り組みを 復興と記憶の継承の力に

- ・時を経ても、犠牲者への祈りと鎮魂の想い、つながりや支援への感謝を忘れずに、震災の記憶を継承していくことが重要です。
- ・震災時に励まされた気持ちを想起させ、また、自らの心を奮い立たせ癒す力を持つ文化・芸術の力を、復興の推進力としてつなげていくことが求められます。
- ・文化・芸術の取り組みにより創成されたものは、長く継承される可能性を持ちます。また、祈りと鎮魂の想いを、言語の壁を越えて伝えることができ、世界へとつなぐ力になります。

■ 取り組みの方向性

① 文化・芸術による取り組みの推進

震災を契機にその意義が見つめ直され、もしくは新たに始まった祭りや催事、沈んだ気持ちに希望を与えてくれたスポーツや音楽・芸術などの表現活動を大切にし、市民に根付いたものとしていくことが必要です。

② 文化・芸術による取り組みを将来につなげるための拠点整備

文化・芸術の力を将来や世界へつなぐとともに、その力が仙台のまちの活力となり、さらには東北全体の復興にも波及するように、復興のシンボルとなる拠点が必要です。

知り学ぶ機会をつくる

明日へ向かう力を育てる

■ 背景

- ・津波被災に関して、先人の伝承があったにも関わらず、これまでの私たちの多くは受け止めていませんでした。この東日本大震災を機にその反省の上に立つ必要があります。
- ・また、震災以降、歴史的・科学的視点から被災地に関するさまざまな調査が行われ、被災地域が見つめ直されています。

■ 視点

**地域を見つめ、自らが判断・行動・創造する力を育むための、
総合的な学びの機会の創出**

- ・災害発生時においては、一人ひとり自ら判断し、行動する力が求められます。そのためには自分の住む地域の成り立ちなどの歴史や、自然のメカニズム、災害が発生する背景などについて理解を深めること、また、五感を通じた常日頃からの体験により、自分で判断できる力が培われることが大切です。
- ・地域の魅力や人との出会いがあることで、震災の記憶と経験を伝え続けることにつながります。
- ・震災の記憶と経験やその後に生まれた気づきを、今後の災害への備えにつなぐ視点も求められます。



■ 取り組みの方向性

① 自然現象や災害を知り学べる環境の整備

地域の成り立ちなどの歴史や、自然のメカニズム、震災の記憶と経験などを、市民や来訪者が現地で知り学べる環境が求められます。被災地域を訪れ体感するフィールドワークの仕組みをつくることで、市民一人ひとりの新たな気づきにつながります。

② 人材の育成

知り学ぶ際には、人や地域との関わりがあることが、私たちの新たな気づきや思考の深化を促し、被災地域をより身近に感じさせます。そのような、人や地域との出会いを生み出すために、震災の記憶と経験を語り継ぐことができる語り部、それをつなぐ役割となるコーディネーターやガイドなどの育成が求められます。

③ 3月11日の過ごし方

毎年3月11日は、仙台市民が東日本大震災に想いを馳せる日とし、東日本大震災を考える取り組みを継続して実施していくことが、市民の震災への意識を深化、展開させます。

2-2 取り組みの実現にむけて

2-2-1 拠点整備による事業展開

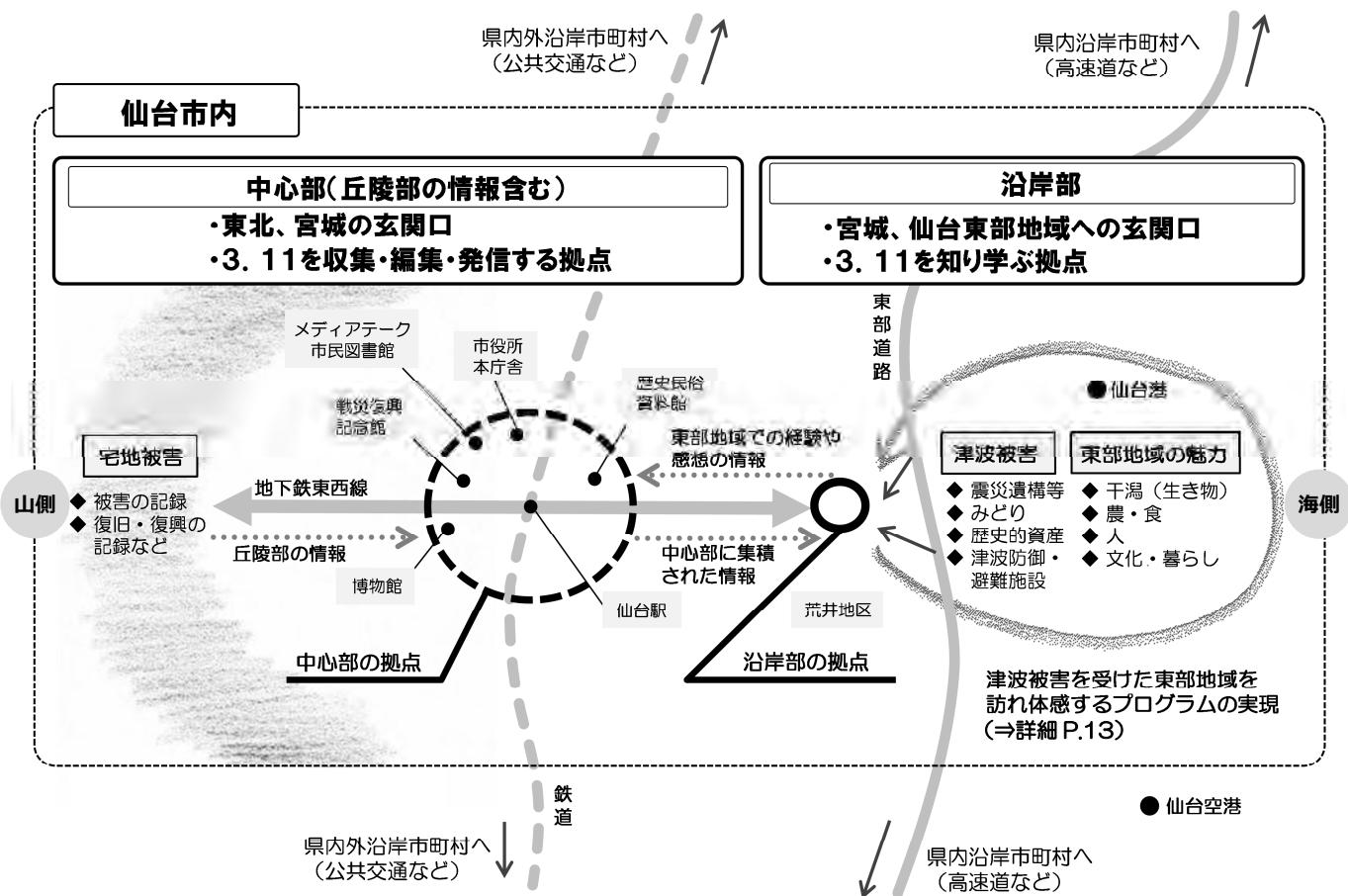
これまで掲げてきた各取り組みを有機的に結び、震災の記憶と経験を、未来や世界へとつなぐためには、継承のための拠点が必要です。仙台市では、中心部と沿岸部でそれぞれの場所の特性を生かしながら事業を展開することが有効であると考えます。

(1) 継承のための拠点

- ・拠点整備にあたっては、被災の跡が見えなくなった中心市街地と、津波による被災の跡が残る東部地域という、近いながらも被災状況に違いのある二つの地域をつなぎながら震災の記憶と経験を伝えることが大切です。
- ・拠点には、東北の中心都市として、東北各地、宮城県沿岸部への訪問につなげる玄関口の役割を果たすことも求められます。

(2) 中心部と沿岸部拠点の役割分担

- ・中心部の拠点は、市民一人ひとりの震災体験、津波被災・宅地被災の状況、長期化した不自由な生活の様子などを、そこに込められた想いも含め収集・編集し、発信する役割を担います。
- ・沿岸部の拠点は、津波被害を受けた現地を訪れ、震災の記憶と経験を知り学ぶ沿岸部回遊の出発点の役割を担います。



■ メモリアルの拠点に求められる機能

中心部の拠点

● 震災の記憶と経験の収集・編集の継続

震災の記憶と経験を継承するための土台となる、震災前～震災時～復旧・復興過程を示す写真・紙資料などの一次資料、まとめられた書籍や冊子などの二次資料などを収集し、またそれを長期的な視点で整理・保管していくことが重要です。また、市民自らが編集に関わることで震災の風化を防ぐ効果も期待できます。

● 市民が震災を語る場

震災の風化を防ぎ、次の世代に伝えていくためには、市民一人ひとりが持つ記憶と経験を語る機会をつくることが必要です。

● 東日本大震災の全体像がわかる展示

東北の玄関口であり、交通利便性の高い中心部の拠点には、沿岸部や東北被災3県をまわることのできない訪問者や震災を経験していない将来の仙台市民が、東日本大震災全体の状況を知ることができる展示が必要です。

また、仙台市内の沿岸部、中心部での被災の経験とともに、丘陵部の地滑り被害等の状況や復旧の過程を発信していくことも、東日本大震災だけでなく、宮城県沖地震においても多くの宅地被害を経験した仙台市の重要な役割の一つと考えます。

<中心部拠点のアーカイブ機能例>

- 写真、映像、遺物、パネル等展示
- 資料（震災関係公文書含む）の収集、記録、整理、保存、閲覧
- 丘陵部の被害状況の展示
- 東北全体の被災状況等がわかる展示
- 自治体の災害対応の教訓の発信
- 多言語での発信
- Web 上での発信
- 市民参加型の編集と語る場

沿岸部の拠点(詳細 P.13)

● 東部地域の回遊に必要な情報の展示

甚大な津波被害を受けた東部地域では、現地を訪れ、回遊し、直接経験することが重要です。そのため、来訪者が回遊するにあたって東日本大震災や仙台市の全体像、東部地域の基本情報などを得ることのできる展示が必要です。

また、被災された方々が自ら足を運ぶことのできるように、移転を余儀なくされた各地域の歴史を含めた東部地域の被災前の暮らしや営み、魅力などを展示していくことも必要です。

● フィールドワーク活動のプログラムづくり

回遊の実現には、フィールドワーク活動のプログラムが必要です。また、移動手段や現地で学べる要素がわかるツールなどがあることも有効です。

現地で津波被災の甚大さや復旧・復興の過程はもちろん、東部地域の魅力（人や自然環境、歴史、農・食、地域文化など）にも出会えることが、長期的に人々が東部地域を訪れるために重要と考えます。

● 人の想いも含めた伝え方につながる活動

被災された方々など多くの市民が関わりながら、それぞれの震災の記憶と経験、地域に対する想いを共有し公のものとしていくことが必要です。また、来訪者が東部地域の回遊で「人」の魅力に出会うためにも、震災を伝えることのできる市民を育てるこことが望まれます。

<沿岸部拠点のアーカイブ機能例>

- 写真、映像、遺物、パネル等展示
- 回遊するための仕組み
(移動手段提供や、津波避難案内情報提供、マップ、ツアーなど)
- 人の想いも含めた伝え方につながる活動を実施する拠点機能

■ 中心部拠点と沿岸部拠点の連携

- ・未来や世界へと、震災の記憶と経験を伝えていくためには、2つの拠点が連携することが効果的だと考えます。例えば、中心部で収集された資料や記録などを沿岸部の拠点で見ることができる、東部地域を訪れた人々の記録や感想などが中心部でアーカイブされる、中心部の拠点でのシンポジウムと現地視察を組み合わせたイベントの開催などが考えられます。

2-2-2 組織設置と協働による事業推進

震災復興メモリアル事業の推進には、推進の核となる組織と多様な主体との協働が求められます。

■ 背景

- これまで掲げてきたメモリアルに関する事業は、多くの分野や実施主体にまたがる複合的なものです。そして、未来の市民を含め全ての市民に関わり、他地域での備えへもつながるものです。
- 被災状況や震災に対する想いは地域や個々人ごとに異なります。また、被災された方々が向き合っている状況は時間の経過とともに変化しています。

■ 事業推進にあたって必要とされること

① 組織の設置

多岐にわたる事業を統括し継続していくために、仙台市が事業推進の核となる組織を設置し、施策の立案・実施、定期的な事業評価・振り返り、積極的な国内外への情報発信を行うことが求められます。

② 多様な主体との協働

震災の記憶と経験を広く共有し、未来や世界へつなぐために、多様な主体が知恵を結集し信頼関係を築きながら、協働により事業を進めていく必要があります。

■ 事業推進における留意点

① 多様性と変化への対応

一つにくくることのできない市民一人ひとりの震災の記憶と経験をくみとり、時間の経過による変化にも対応するために、多様な主体が協働し、それぞれが把握している情報を重ね合わせながら事業を実施することが大切です。

② 経験をつなぐ手法を生み出す

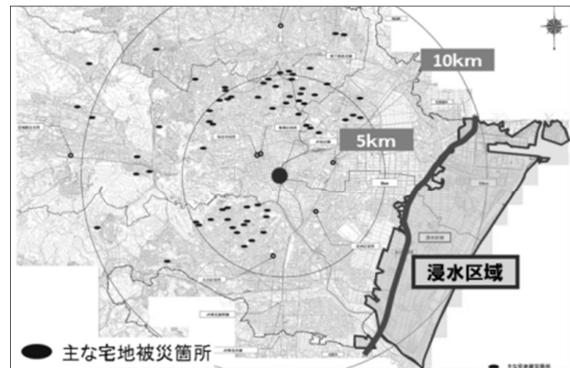
東日本大震災は、甚大な被害が広範囲に及ぶ誰も経験をしたことのない事態です。したがって、震災の記憶と経験をつなぐための手法を、多様な主体の知恵の結集により生み出し、他地域での活用へもつなげるために国内外へと発信することが求められます。他地域と知見や意見を交換することが、その手法をより良いものへと洗練させ、今後の災害への備えに生かすことにもつながります。

【参考資料】

■ 東日本大震災の被害状況等について

1. 地震の概要

- ・地震名：平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震
- ・発生日時：平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分
- ・震央地名：三陸沖（北緯 38.1 度、東経 142.5 度）
- ・規模：マグニチュード 9.0 最大震度：震度 7（宮城県北部）
- ・市内震度：震度 6 強 宮城野区、6 弱 青葉区・若林区・泉区、5 強 太白区
- ・津波の高さ：仙台港 7.2m（推定値）
※ 最大余震：4 月 7 日 23 時 32 分 マグニチュード 7.2 宮城県沖
震度 6 強 宮城野区、6 弱 青葉区・若林区、5 強 泉区、5 弱 太白区



2. 仙台市の被害状況

（1）仙台市における被害の特徴

- ・丘陵部地域における宅地被害
(丘陵部宅地における地滑り、地割れ、造成法面・擁壁等の損壊)
- ・東部沿岸地域における津波被害
(人的被害、建物被害、農地浸水、下水道・ガス施設等の損壊)

<宅地被害（青葉区折立）>



<南蒲生浄化センター（宮城野区蒲生）>



<沿岸部の津波被害（宮城野区岡田）>



（2）被害の概要

- ・人的被害 死者：914 名 行方不明者：30 名 負傷者：2,275 名（平成 26 年 6 月 30 日時点）
- ・建物被害 全壊：30,034 棟 大規模半壊：27,016 棟 半壊：82,593 棟 一部損壊：116,046 棟（平成 25 年 9 月 22 日時点）
- ・宅地被害 地震による被害の程度が「危険」または「要注意」と確認された宅地：5,728 宅地
- ・津波浸水 浸水により被害を受けた世帯：8,110 世帯（うち農家 1,160 世帯）
浸水面積：約 4,500ha（うち農地約 1,800ha）
- ・市内被害額 推計額 約 1 兆 3,684 億円（平成 24 年 1 月 29 日時点）

（3）避難状況・復旧状況

- ・避難状況 最大避難者数：105,947 人 最大避難所数：288 か所 避難所開設期間：平成 23 年 3 月 11 日～7 月 31 日
- ・ライフライン 電気 最大被害：約 841,000 戸 全域復旧：平成 23 年 5 月 7 日
- 水道 最大被害：約 230,000 戸 全域復旧：平成 23 年 3 月 29 日
- ガス 最大被害：約 359,000 戸 全域復旧：平成 23 年 4 月 16 日
- ・応急仮設住宅 ブレハブ仮設団地整備状況：19 団地 整備戸数：1,523 戸（うち 福祉仮設住宅：1 団地 整備戸数：18 戸）
世帯数 12,009 世帯（平成 24 年 3 月末時点）
※仮設住宅別内訳：ブレハブ仮設住宅 1,346 世帯、借り上げ民間賃貸住宅 9,838 世帯、借り上げ公営住宅等 825 世帯
- ・震災がれき等 処理量：272 万トン 処理完了：平成 25 年 12 月 27 日

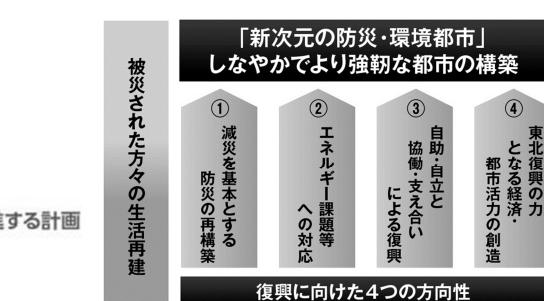
3. 仙台市震災復興計画

計画期間：平成 23 年度～27 年度（5 年間）



100 万人の復興プロジェクト

- 1 「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクト
- 2 「安全な住まいの土台をつくる」市街地宅地再建プロジェクト
- 3 「一人ひとりの暮らしを支える」生活復興プロジェクト
- 4 「力強く農業を再生する」農と食のフロンティアプロジェクト
- 5 「美しい海辺を復元する」海辺の交流再生プロジェクト



- 6 「教訓を未来に生かす」防災・仙台モデル構築プロジェクト
- 7 「持続的なエネルギー供給を可能にする」省エネ・新エネプロジェクト
- 8 「都市活力や暮らしの質を高める」仙台経済発展プロジェクト
- 9 「都市の魅力と復興の姿を発信する」交流促進プロジェクト
- 10 「震災の記憶を後世に伝える」震災メモリアルプロジェクト

4. 主な復興事業の進捗状況

(1) 津波防災・住まい再建

- ・県道塩釜亘理線等かさ上げ 平成 26 年 3 月着工 平成 30 年度整備完了予定
- ・津波避難施設 13 か所整備 平成 26 年 9 月より順次着工 平成 28 年度整備完了予定
- ・防災集団移転 13 地区 約 700 宅地整備 平成 26 年度末全地区造成完了予定
- ・復興公営住宅 3,200 戸整備 平成 25 年度より順次入居 平成 27 年度整備完了予定

(2) 宅地復旧

- ・公共事業による宅地復旧 169 地区施工 平成 26 年度末全地区完了予定

(3) 生活再建

- ・生活再建 仮設住宅 12,009 世帯（平成 24 年度 3 月）から 7,313 世帯（平成 26 年 12 月）へ
- ・被災者生活再建推進プログラム 平成 26 年 3 月策定

(4) 農と食のフロンティア

- ・農地の復旧と再生 平成 23 年 12 月がれき撤去完了 平成 26 年 4 月除塩作業完了
- ・ほ場整備 平成 25 年度工事着手 平成 28 年度完了予定

(5) 海辺の交流再生

- ・海岸公園 平成 26 年 11 月災害復旧工事着手 平成 28 年度（一部 29 年度）完了予定

(6) 防災・仙台モデル構築

- ・避難所運営マニュアル 平成 25 年度から避難所毎に策定に着手
- ・地域防災リーダー養成 平成 25 年度までに 197 名養成（目標 600 名）
- ・防災教育 平成 24 年 4 月全校に防災主任配置 平成 25 年 3 月副読本配布

(7) 省エネ・新エネ

- ・エコモデルタウン 田子西・荒井東復興公営住宅にエネルギー・マネジメントに係る設備整備
- ・藻類バイオマスプロジェクト 平成 25 年 4 月実証実験開始

(8) 経済発展

- ・復興特区 税制の特例に係る計画 4 件認定 180 事業者指定

<集団移転先（田子西）>



<復興公営住宅（荒井東）>



<公共事業による宅地復旧（南光台）>



仙 台 市 の 主 な 災 害

869 年（貞觀 11）大地震。津波により約 1,000 人死亡。
1611 年（慶長 16）大地震。津波により 1,783 人死亡。
1616 年（元和 2）大地震
1623 年（元和 9）蔵王山噴火
1678 年（延宝 6）大地震
1717 年（享保 2）大地震
1721 年（享保 6）大雨による大洪水
1747 年（延享 4）大風、大雨による洪水
1793 年（寛政 5）大地震
1812 年（文化 9）大雨大洪水。死者 116 人。
1835 年（天保 6）大地震
1855 年（安政 2）大地震
1861 年（文久 1）大地震
1889 年（明治 22）大洪水

1896 年（明治 29）明治三陸地震津波（M8.2）
1897 年（明治 30）大地震（M7.4）
1910 年（明治 43）台風による大雨
1923 年（大正 12）（関東大震災）
1933 年（昭和 8）昭和三陸地震（M8.1）
1936 年（昭和 11）大地震（M7.4~7.7）
1947 年（昭和 22）カスリーン台風。県内約 3 万戸に被害。
1948 年（昭和 23）アイオン台風。市内約 3 千戸に被害。
1950 年（昭和 25）台風 11 号による大洪水。市内 5 千戸以上に被害
1978 年（昭和 53）宮城県沖地震（M7.4）。県内死者 27 人。
1986 年（昭和 61）台風 10 号による大雨。被害住家約 5 千 5 百棟。
2003 年（平成 15）大地震（M7.1）
2005 年（平成 17）大地震（M7.2）
2011 年（平成 23）東日本大震災

参考文献：新防災教育副読本「3・11から未来へ」仙台市教育委員会

東 日 本 大 震 災 か ら の 復 旧 ・ 復 興 の あ ゆ み

平成 23 年

- 03.11 東北地方太平洋沖地震発生・津波襲来
災害対策本部設置、避難所開設（3.14 最大 288 か所）
- 03.15 災害ボランティアセンター設置（～8.10）
- 03.24 津波による浸水粗大ごみ等収集開始
- 03.28 ブレハブ仮設住宅建設開始（あすと長町 38 街区）
- 04.01 仙台市震災復興基本方針公表
- 04.05 仙台東部地区農業災害復興連絡会設置
- 04.07 最大余震（震度 6 強）
- 04.11 応急仮設住宅第一次募集申込受付開始
- 04.22 宅地内の震災がれき等の撤去開始
- 05.01 震災復興本部設置
- 05.21 復興座談会開催（～5.29 6 回開催）
- 05.23 損壊家屋等の解体撤去受付開始
- 05.30 仙台市震災復興ビジョン策定
- 05.31 復興公営住宅整備方針公表
- 06.01 一部の仮設住宅で「安心見守り協働事業」開始
政令指定都市を中心に全国の自治体から長期派遣職員の受け入れ開始
- 06.12 復興まちづくり意見交換会開催（～6.26 7 回開催）
- 06.15 ブレハブ応急仮設住宅全戸完成（福祉仮設住宅を除く）
- 07.01 農地内の震災がれき等の撤去開始
- 07.11 東日本大震災慰霊祭開催
- 07.16 東北六魂祭開催
- 07.30 震災がれき撤去完了（宅地）
- 07.31 市内の避難所閉鎖
- 08.11 復興支援「EGAO せんだい」サポートステーション設置
- 08.20 第 1 回東部地域まちづくり説明会開始（～8.31）
- 08.22 ブロッコ解体・撤去受付開始
- 09.20 仙台市震災復興計画（中間案）策定
- 10.01 仮設焼却炉によるがれき焼却処理開始
- 10.08 仙台市震災復興計画中間案説明会開始（～10.16 計 7 回開催）
- 10.28 「復興定期便」による情報提供開始
- 11.05 津波浸水シミュレーション等に関する説明会開催（～11.6）
- 11.09 仙台東地区におけるほ場整備事業説明会開始
- 11.10 震災復興地域かわら版「みらいん」発行開始
- 11.30 仙台市震災復興計画策定
- 12.01 地域支えあいセンター事業開始
- 12.09 液化天然ガス（LNG）による都市ガス供給再開
- 12.16 災害危険区域指定（東部地域）
- 12.17 防災集団移転説明会・宅地被害住民説明会開始
- 12.28 震災がれき撤去完了（農地）
- 12.28 防災集団移転促進事業等に関する意向調査実施（～2.5）

平成 24 年

- 01.10 被災宅地の復旧に係る相談窓口開設
- 01.16 防災集団移転促進事業等に関する個別相談を実施（～2.5）
- 01.30 東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度創設・受付開始
- 03.11 東日本大震災仙台市追悼式開催
- 03.23 「東日本大震災 1 年の記録」とともに、前へ 仙台 発行
- 04.01 復興事業局設置
- 05.28 防災集団移転促進事業に係る復興まちづくり助成事業受付開始
- 06.05 東部地域の住宅地再建支援制度受付開始
- 06.15 防災集団移転促進事業（東部地域）に係る事業計画につき国土交通大臣同意取得
- 07.17 浦生北部地区の再整備を土地区画整理事業で進める方針を決定
- 09.01 応急仮設住宅の単身高齢者等を対象に緊急通報サービス開始
- 09.10 災害危険区域指定（緑ヶ丘 4 丁目）
- 10.10 県道塩釜亘理線等かさ上げ道路事業着手
- 10.30 復興まちづくり通信発行開始
- 11.11 荒井公共区画整理地区の宅地申込受付開始
- 12.21 防災集団移転促進事業（緑ヶ丘 4 丁目）に係る事業計画につき国土交通大臣同意取得

平成 25 年

- 03.11 東日本大震災仙台市追悼式開催
- 03.11 「震災記録誌～発災から 1 年間の活動記録～」を発刊
- 03.15 災害危険区域指定（松森陣ヶ原）
- 03.18 防災集団移転促進事業（松森陣ヶ原）に係る事業計画につき国土交通大臣同意取得
- 03.19 仙台市地域防災計画（共通編、地震津波対策編）改定
- 05.01 仙台市宅地造成履歴等情報マップ閲覧開始
- 06.06 復興公営住宅入居者募集方針（詳細）決定
- 08.01 津波浸水区域の住宅再建にかかる支援制度開始（区域拡大）
- 09.17 復興公営住宅 6 座 661 戸の入居申込受付開始
- 09.29 震災がれき（可燃物）の焼却処理完了
- 12.27 震災がれき等の処理完了
- 平成 26 年
- 02.05 津波浸水区域の住宅再建に係る支援制度拡充（修繕への直接補助等）
- 03.11 東日本大震災仙台市追悼式開催
- 03.15 がれき搬入場の原状復旧完了
- 03.16 県道塩釜亘理線等かさ上げ着工（起工式）
- 03.31 被災者生活再建推進プログラム策定
- 04.01 復興公営住宅等入居支援金制度開始
- 05.10 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に係る事業計画決定
- 05.10 防災集団移転促進事業にかかる集団移転先 7 地区の宅地申込受付開始
- 07.10 復興公営住宅 36 座 2,447 戸の入居申込受付開始
- 09.09 第 1 基自津波避難タワー（仙台港背後地 3 号公園予定地内）着工
- 11.18 海岸公園災害復旧着工

■ 仙台市震災復興メモリアル等検討委員会 委員名簿 (五十音順・敬称略)

阿部 重樹 東北学院大学経済学部共生社会経済学科教授
稻葉 雅子 株式会社ゆいネット代表取締役
大草 芳江 有限会社 FIELD AND NETWORK 取締役
大滝 精一 東北大学大学院経済学研究科教授
木村 彩香 東北学院大学教養学部
(平成25年度のみ)
佐藤 正実 特定非営利活動法人 20世紀アーカイブ仙台副理事長
高橋 あゆみ 一般社団法人ワカツク(平成25年度)／福島大学教務課ふくしま未来学推進室事務局職員(平成26年度)
高橋 悅子 特定非営利活動法人冒険あそび場せんだい・みやぎネットワーク理事
西大立目 祥子 青空編集室代表
○ 増田 聰 東北大学大学院経済学研究科教授
間庭 洋 仙台商工会議所専務理事
◎ 宮原 育子 宮城大学事業構想学部事業計画学科教授
村上 夕カシ 宮城教育大学准教授
本江 正茂 東北大学大学院工学研究科准教授
渡邊 浩文 東北工業大学工学部教授

◎ 委員長 ○ 副委員長

仙台市震災復興メモリアル等検討委員会設置要綱

(平成25年6月14日市長決裁)

(設置)

第1条 仙台市震災復興計画に定める震災メモリアルプロジェクト、海辺の交流再生プロジェクト等に関し、有識者等による意見交換を行い、その成果を震災復興に関する施策に反映させることを目的として、仙台市震災復興メモリアル等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

- 第2条 委員会の検討事項は、次のとおりとする。
(1) 震災メモリアルプロジェクトに関すること
(2) 海辺の交流再生プロジェクトに関すること
(3) 前二号に掲げる事項に関連する施策に関すること

(組織)

- 第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(1) 学識経験者
(2) その他市長が適当と認める者
2 委員の任期は、1年とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
2 委員長は、委員の互選によって、これを定める。
3 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。
2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
3 委員長は、必要に応じ、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

- 第6条 委員会の庶務は、復興事業局震災復興室において処理する。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から実施する。

■ 仙台市震災復興メモリアル等検討委員会 開催経過

平成 25 年度

● 第 1 回委員会 平成 25 年 7 月 2 日

- ① これまでの震災復興メモリアルに関する取り組み状況について

● 第 2 回委員会 平成 25 年 9 月 24 日

- ① 東部地域における緑の復興について
- ② 歴史的資産としての貞山運河の利活用について

● 第 3 回委員会 平成 25 年 11 月 5 日

- ① 震災アーカイブの利活用について
- ② 震災遺構の保存、モニュメント整備の検討状況について

※せんだいメディアテークで開催し、検討委員会と併せて基調講演やパネル展などを開催

● 第 4 回委員会 平成 25 年 12 月 20 日

- ① 歴史的資産としての貞山運河の利活用について
 - ② 今後の 3・11 のあり方・過ごし方について
- ※議題①については、宮城県河川課にも会議に出席いただき、議論を行った

● 第 5 回委員会 平成 26 年 2 月 3 日

- ① 東部地域における緑の復興について
- ② 震災アーカイブの利活用について
- ③ 国連防災世界会議について

● 第 6 回委員会 平成 26 年 3 月 24 日

- ① 東部沿岸地域視察を踏まえた意見交換について

平成 26 年度

● 第 7 回委員会 平成 26 年 7 月 14 日

- ① 本年度の委員会について
- ② 震災復興メモリアル全体の基本理念について
- ③ 震災アーカイブの利活用拠点について

● 第 8 回委員会 平成 26 年 8 月 26 日

- ① 委員会での議論から浮かび上がった検討テーマについて
- ② 東部地域における回遊性の実現について

● 第 9 回委員会 平成 26 年 11 月 18 日

- ① 仙台市震災復興メモリアル等検討委員会報告書（案）について

● 第 10 回委員会 平成 26 年 12 月 25 日

- ① 仙台市震災復興メモリアル等検討委員会報告書の提出



● 第 3 回委員会概要（せんだいメディアテークにて開催）

【日時】平成 25 年 11 月 5 日 17:30～20:00

【会場】せんだいメディアテーク 1 階オープンスクエア

＜基調講演＞

災害遺構の保存に向けて—災害伝承を考える—

講師：一般社団法人 減災・復興支援機構 木村 拓郎 先生

(木村先生講演概要)

- ・「3.11 震災伝承研究会」における震災遺構保存に向けた活動報告
- ・震災遺構保存の意義（4つの視点）毎に関連する事例紹介
- ・保存による効果（「被災地」としての証、減災対策の強化と促進、地域復興の促進）
- ・災害別全国事例紹介
- ・保存に向けての課題（地元の合意形成、仮保存対象物の選定、公的制度の創設など）



(会場の声)

- ・現地に住んでいたが、悲しみだけを伝えていく事が全てではないと思っている。笑顔が溢れる場所に戻ってほしい。行政と一緒に想いや祈りのあるまちにしていくことを強く望む。
- ・小中学校と研究機関との連携、学校図書館へのアーカイブ集約など子ども達に伝えていく方法を検討していく必要がある。



＜同時開催＞ 震災復興パネル展～伝えよう 震災の記憶～



「仙台市震災復興メモリアル等検討委員会報告書
～東日本大震災の記憶と経験を未来へ、世界へ、つなぐ提言～」
平成 26 年 12 月発行

発行 仙台市震災復興メモリアル等検討委員会
事務局 仙台市復興事業局震災復興室
〒980-8671
仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号
Tel : 022-214-8545